

## 只木ゼミ春合宿第3問検察反対尋問レジュメ

文責:2班

- 5 1. 弁護レジュメ1頁25行目において、「C説はこの点、行為の危険性の判断が明確でないために可罰範囲が広範になり、因果関係の存否が恣意的に判断される恐れがある」とあるが、B-3説は、判断基底に関する限定はある一方で、判断基準である相当性に関しては「相当とは何か」という点が明確にされていないのではないか。
- 10 2. 弁護側レジュメ2頁44行目において、B-3説は「因果関係は行為者にとって偶発的なものを帰責の範囲から除外するために必要」とするが、行為者にとって偶発的でも、行為が被害者の死因を形成した時のように、直ちに法的因果関係が否定されるべきでないケースにはどのように対応するのか。
- 15 3. B-3説の、判断時を行為当時に固定し、考慮する事情も画定し、それをもとに因果関係が経験則上肯定できるか判断するという方法は、因果関係の具体的分析を欠いているのではないか。

以上